

# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 告 示

○道路区域の変更(三二一～三二三・道路課)……………	1
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)……………	2
○公の施設の指定管理者の募集(男女共同参画課)……………	2
○公の施設の指定管理者の募集(自然保護課)……………	3
○土地改良区の役員の内任の届出(仙北地域振興局農林部)……………	4
教育委員会公告	
○公の施設の指定管理者の募集(保健体育課)……………	4
選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出(五九)……………	5
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(六〇)……………	5

### 告 示

○政治団体の解散の届出(六一)……………	6
○政治団体の収支に関する報告書(六二)……………	7
○公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(六三)……………	7

秋田県告示第三百二十一号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成二十年七月二十二日  
秋田県知事 寺 田 典 城

#### 一 道路の区域

県 道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
			入道崎寒風山線	男鹿市脇本富永字丸森四八番二地先から脇本浦田字丸森一八番一地先まで	七・〇〇〇～八・〇〇〇	〇・〇〇六
			入道崎寒風山線	男鹿市脇本富永字丸森四八番二地先から大牧一九七番一地先まで	七・〇〇〇～三八・〇〇〇	〇・三七八

#### 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
  - (二) 期間 平成二十年七月二十二日から同年八月四日まで
- 秋田県告示第三百二十二号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成二十年七月二十二日  
秋田県知事 寺 田 典 城

#### 一 道路の区域

県 道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
			男鹿琴丘線	男鹿市脇本富永字太田一一〇番四から小谷地一七二番二地先まで	一七・五〇〇～四七・〇〇〇	一・〇八七
			男鹿琴丘線	男鹿市脇本富永字太田一一〇番四から脇本樽沢字大堤下一二番地先まで	一七・五〇〇～四七・〇〇〇	一・五四八

#### 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
  - (二) 期間 平成二十年七月二十二日から同年八月四日まで
- 秋田県告示第三百二十三号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成二十年七月二十二日  
秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県 道	新	旧	本荘西仙北角館線	A	大仙市土川字小杉山四〇一番地先から沢田八五番一まで	四・五〇〇～二一・〇〇〇	〇・七〇〇
				B	大仙市土川字小杉山三二二番一地先から一〇二番一地先まで	一六・〇〇〇～四〇・〇〇〇	〇・七五七
	新		本荘西仙北角館線		大仙市土川字小杉山三二二番一地先から一〇二番一地先まで	一六・〇〇〇～四〇・〇〇〇	〇・七五七

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年七月二十二日から同年八月四日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年七月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年七月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人東海林太郎伝承会
- 三 代表者の氏名  
後 藤 正 次
- 四 主たる事務所の所在地  
秋田市大町二丁目一番十一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、国民的歌手東海林太郎の人間性と音楽を伝承し、地域振興に関わる事業を行い、もって地域貢献に寄与することを目的とする。
- 六 定款の変更内容
  - (一) 名称の変更
  - (二) 目的の変更

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成二十年七月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 公の施設の概要
  - (一) 名称 秋田県中央男女共同参画センター
  - (二) 所在地 秋田市中通二丁目三番八号
  - (三) 設置目的 男女共同参画社会を形成しようとする団体等への支援を目的とする。
  - (四) 規模等 鉄筋コンクリート造 地上六、七階、延床面積約六百七十七平方メートル
  - (五) 主な施設 情報提供コーナー、団体・グループ活動室、子どもサロン、事務室、研修室、相談室
- 二 指定管理者に行わせる管理の業務
  - (一) 使用の許可、使用の許可の取消並びに使用の制限及び停止に関する業務
  - (二) 施設及び設備の維持管理に関する業務(県が管理する業務を除く。)
  - (三) 男女共同参画社会の形成に関する情報の提供及び研修に関する業務
  - (四) 男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等の交流その他の活動の支援に関する業務
  - (五) 上記(一)から(四)までに掲げるもののほか、秋田県中央男女共同参画センター(以下「センター」という。)の管理に関し知事が必要と認める業務
- 三 管理を行わせる期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで(予定)

- 四 申請をする団体に必要な資格等
  - (一) 申請をする団体に必要な資格 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
  - (二) 申請をすることができない団体
    - (1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)
    - (2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体
    - (3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体
- 五 申請の手続
  - (一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
    - (1) 団体の概要書
    - (2) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
    - (3) 組織及び運営に関する事項を記載した書類(法人等の組織図や業務執行体制等がわかる書類及び就業規則又はこれらに準じる書類)
    - (4) 役員名簿及び役員の略歴を記載した書類
    - (5) 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
    - (6) 申請の日の属する事業年度の収支予算書

- (7) 申請の日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の事業活動の概要を記載した書類、財産目録、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- (8) 指定の期間に係る年度ごとの事業計画書
- (9) 類似施設等における業務実績を記載した書類(原則として、過去五年間を対象として記載すること。)
- (10) 四(二)の(1)、(2)及び(3)に該当しない旨の申立書
- (11) 納税証明書(税務署、県、市町村が発行する「滞納がない」又は「納税義務がない」旨の証明書)
- (12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(二) 提出場所  
郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県生活環境文化部男女共同参画課 調整・参画推進班  
(電話番号〇一八八六〇一五五五)

(三) 提出期限  
平成二十年九月八日(月)午後五時十五分まで  
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

- 六 選定の方法、基準及び時期
  - (一) 生活環境文化部指定管理者(候補者) 選定委員会において、次に掲げる基準に照らし審査した上で、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
    - (1) 県民の平等な利用が確保されること。
    - (2) センターの設置の目的が効果的に達成されること。
    - (3) 効率的な管理が行われること。
    - (4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
  - (二) 選定は、平成二十年九月下旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。
- 七 募集要項の交付
  - (五) に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除き、平成二十年七月二十二日(火)から同年八月二十二日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。  
なお、郵送で交付を求める場合は、切手(百四十円分)を貼った返信用封筒を同封すること。
- 八 説明会
  - (一) 日時及び場所  
募集要項に記載する日時及び場所
  - (二) その他

九 説明会への参加を希望する団体は、事前に九(五)に連絡すること。  
その他

- (一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (三) センターの管理の業務に要する経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。
- (四) 詳細は、募集要項による。
- (五) 問い合わせ先  
秋田県生活環境文化部男女共同参画課 調整・参画推進班  
(電話番号〇一八八六〇一五五五)

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。  
平成二十年七月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 公の施設の概要
  - (一) 名称  
秋田県環境と文化のむら
  - (二) 所在地  
南秋田郡五城目町上樋口字山田沢一五六番地の一
  - (三) 設置目的  
本施設は、里山の自然と触れ合い、及びその自然のもたらす恩恵により築かれてきた文化について学習する機会を提供することにより、人と自然との関係について理解を深め、もって県民の環境に関する意識の高揚に資することを目的として設置された施設である。
  - (四) 規模等  
敷地面積 五十一・九〇ヘクタール
  - (五) 主な施設  
自然ふれあいセンター、文化の館、愛鳥山荘、公衆便所、炊事棟、地中観察小屋、水鳥観察舎、野鳥観察小屋、野鳥の森休憩所、野鳥の森公衆便所、その他の施設
- 二 指定管理者に行わせる管理の業務
  - (一) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
  - (二) 施設及び設備の維持管理に関する業務
  - (三) 秋田県環境と文化のむらの利用の促進に関する業務
  - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、秋田県環境と文化むらの管理に関し知事が必要と認める業務

三 管理を行わせる期間  
平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで(予定)

- 四 申請をする団体に必要な資格等
  - (一) 申請をする団体に必要な資格  
県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
  - (二) 申請をすることができない団体
    - (1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)
    - (2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体
    - (3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更正手続が開始されている団体

五 申請の手続

- (一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
  - (1) 団体の概要書
  - (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
  - (3) 組織及び運営に関する事項を記載した書類(法人等の組織図や業務執行体制等がわかる書類及び就業規則又はこれらに準ずる書類)
  - (4) 役員名簿及び役員略歴を記載した書類
  - (5) 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
  - (6) 申請の日の属する事業年度の収支予算書
  - (7) 申請の日の属する事業年度を含まない過去三カ年の事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
  - (8) 指定の期間に係る年度ごとの事業計画書
  - (9) 類似施設等における過去五年間の業務実績を記載した書類
  - (10) 四(二)の(1)、(2)及び(3)に該当しない旨の申立書
  - (11) 納税証明書(税務署、県、市町村が発行する「滞納がない」又は「納税義務がない」旨の証明書)
  - (12) (1)から(11)に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- (二) 提出場所

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
 秋田県生活環境文化庁自然保護課調整・自然環境班(電話  
 番号〇一八八六〇一六一三)

(三) 提出期限  
 平成二十年九月八日(月)午後五時十五分まで  
 なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び  
 追加は認めない。

六 選定の方法、基準及び時期

(一) 秋田県生活環境文化庁指定管理者(候補者)選定委員会に  
 おいて、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を  
 指定管理者の候補者として選定する。

- (1) 県民の平等な利用が確保されること。
- (2) 施設の設置目的が効果的に達成されること。
- (3) 効率的な管理が行われること。
- (4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

(二) 選定は、平成二十年九月下旬(予定)に行い、その結果に  
 ついては、書面により速やかに通知する。

七 募集要項の交付

五(二)に掲げる場所、秋田県の休日等を定める条例(平成元年  
 秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除き、  
 平成二十年七月二十二日(火)から同年八月二十二日(金)ま  
 での午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。

なお、郵送で交付を求めるとは、二百円切手を貼った返信  
 用封筒を同封すること。

八 説明会

(一) 日時

平成二十年七月二十九日(火) 午前十時三十分

(二) 場所

「秋田県環境と文化のむら」自然ふれあいセンター(南秋  
 田郡五城目町上樋口山田沢一五六番地の一)

(三) その他

説明会への参加を希望する団体は、説明会前日までに九(五)  
 に連絡すること。

九 その他

(一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申  
 請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者  
 として指定する。

(三) 秋田県環境と文化のむらの管理の業務に要する経費に充て  
 るため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。

(四) 詳細は、募集要項による。  
 (五) 問い合わせ先  
 秋田県生活環境文化庁自然保護課調整・自然環境班(電話  
 番号〇一八八六〇一六一三)

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六  
 項の規定により、秋田県仙南土地改良区から次のとおり役員  
 の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告す  
 る。

平成二十年七月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名

小田長輝一

教育委員会公告

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。  
 平成二十年七月二十二日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

一 公の施設の概要

(一) 名称

秋田県立武道館

(二) 所在地

秋田市新屋町字砂奴寄二番二号

(三) 設置目的

秋田県立武道館(以下「武道館」という。)の利用を通  
 じ、スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な  
 発達に寄与することを目的とする。

(四) 規模等

鉄筋コンクリート造、地上三階、延床面積約一万八千七百  
 平方メートル

(五) 主な施設

大道場、小道場、柔道場、剣道場、弓道場、相撲場、ト  
 レーニング室

二 指定管理者に行わせる管理の業務

(一) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停  
 止に関する業務

(二) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(三) 武道館の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、武道館の管理に関し教  
 育委員会が必要と認める業務

三 管理を行わせる期間  
 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで  
 (予定)

四 申請をする団体に必要な資格等

(一) 申請をする団体に必要な資格  
 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であるこ  
 と。

(二) 申請をすることができない団体

(1) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六  
 十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事  
 実があった後二年を経過していないもの(同項各号のい  
 られかに該当する者でその事実があった後二年を経過して  
 いないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する  
 団体を含む。)

(2) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団  
 体

(3) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開  
 始されている団体

(4) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納し  
 ている団体

五 申請の手続

(一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に  
 掲げる書類を添えて提出すること。

(1) 指定の期間に係る年度ごとの武道館の事業計画書  
 (2) 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準  
 ずる書類

(3) 直近過去三か年度分の事業活動の概要を記載した書類、  
 収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる  
 書類

(4) 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類  
 (5) 類似施設における業務実績を記載した書類(原則として  
 過去五年間)

(6) 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について  
 滞納が無いことの証明書(申請書提出日前の一个月以内に  
 交付されたもの)

(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、教育委員会が必要と  
 認める書類

(二) 提出場所

郵便番号〇一〇一八五八〇 秋田市山王三丁目一番一号  
 秋田県教育庁保健体育課調整・企画班(電話番号〇一八  
 八六〇一五二〇一)

(三) 提出期限

平成二十年九月八日(月)午後五時十五分まで(当日消印有効)

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めない。

六 選定の方法、基準及び時期

(一) 教育委員会指定管理者(候補者)選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

- (1) 県民の平等な利用が確保されること。
  - (2) 武道館の設置の目的が効果的に達成されること。
  - (3) 効率的な管理が行われること。
  - (4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
  - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、武道館の設置の目的又は性質に応じ、教育委員会が必要と認めて定める基準
- (二) 選定は、平成二十年十月上旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。
- 五(二)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年

秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除き、平成二十年七月二十二日(火)から同年九月八日(月)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはったあて先明記の返信用封筒(定形外角形二号)を同封すること。

八 説明会

- (一) 日時  
平成二十年七月三十日(水)午前十時
- (二) 場所  
秋田市新屋町字砂奴寄二番二号 秋田県立武道館会議室
- (三) その他  
説明会への参加を希望する団体は、参加人数を明記の上、説明会前日の正午までに九(五)にファクシミリで連絡すること。(様式任意)

九 その他

- (一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第五十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成二十年六月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐藤元後援会	佐藤 仁志	にかほ市樋目野字百目木六番地二	平成二十年六月十六日
	佐藤 紘三		

秋選管告示第六十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成二十年六月一日から同月三十日までの間に次の政

治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 政党

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
自由民主党秋田県薬剤師連盟支部	代表者 松田 泰行	平成二十年六月三日
	代表者 渡辺 勝宏	
	代表者 田 容	

二 その他の政治団体

政治団体の名称		異動事項		内 容		届出年月日
秋田県商工政治連盟	会計責任者	高橋敏生		齊藤玉宏		平成二十年六月三日
秋田県藤井基之薬剤師後援会	代表者	松田泰行		渡辺勝宏		〃
秋田県薬剤師連盟	代表者	松田泰行		渡辺勝宏		〃
秋田県獣医師政治連盟	会計責任者	佐藤林治		利部征夫		〃
秋田県商店街政治連盟	主たる事務所の 会計責任者	高橋光男		関俊昭		平成二十年六月十一日
秋田県中小企業団体政治連盟	主たる事務所の 会計責任者	高橋光男		関俊昭		〃
ばっけの会	会計責任者	加藤憲成		堀井三雄		平成二十年六月十八日
秋田県商工政治連盟白神八峰支部	代表者	山本友文		後藤祐誠		平成二十年六月二十三日
秋田・これでいい会?	主たる事務所の 会計責任者	武内靖弘		松岡清也		平成二十年六月二十三日
山本きよひろ後援会	主たる事務所の 代表者	鹿角市花輪字観音平十一三		鹿角市山王中園町九一二十八	日出吉ビル三F	平成二十年六月二十六日
	代表者	川村元		鹿角市花輪字六月田五十一一二		〃
				成田吉衛		〃

秋選管告示第六十一号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成二十年六月一日から同月三十日までの間

に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。  
平成二十年七月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
鈴木尚後援会	鈴木昭紀	平成二十年三月二十日	平成二十年六月十七日
斎藤牧雄後援会	斎藤 牧雄	平成十九年十二月二十七日	平成二十年六月二十三日
大沢清治後援会	野呂 俊一	平成二十年二月二十九日	平成二十年六月二十四日
沢井昭二郎後援会	沢井 忠広	平成十九年十二月三十日	〃
大秋会	大沢 清治	平成二十年二月二十九日	〃

秋選管告第六十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十年七月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

- Ⅰ 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書  
 Ⅱ 報告書の要旨  
 Ⅰ 収入及び支出のある団体  
 (1) その他の政治団体  
 政治団体の名称 大秋会(平成20年分)  
 報告年月日 平成20年6月24日  
 ア 収入・支出の総額  
 (ア) 収入総額 4,052円  
 前年からの繰越額 4,052円

本年の収入額

- (イ) 支出総額 0円  
 (ロ) 収入・支出の内訳 4,052円  
 (ハ) 収入の内訳  
 (ニ) 支出の内訳  
 経常経費 4,052円  
 人件費 4,052円  
 合 計 4,052円

Ⅱ 収入及び支出のない団体  
 (1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
鈴木尚後援会(平成20年分)	平成20年6月17日
斎藤牧雄後援会(平成19年分)	平成20年6月23日

秋選管告第六十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年七月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

大沢清治後援会(平成20年分)	平成20年6月24日
沢井昭二郎後援会(平成19年分)	〃

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	名	称	取り消した資金管理団体 主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
大沢清治	町長	大秋会		大館市比内町扇田字上扇田八十一	大沢清治	平成二十年六月二十四日

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
松原繁雄